

創業ワンストップサポートフロア利用要件

TOKYO 創業ステーション・創業ワンストップサポートフロアをご利用いただくためには、下記1～4に該当しているか確認し、5に承諾いただくことが必要です。

1 下記の(1)(2)のいずれかを満たしていること。

(1) 東京都内で新たな事業展開をめざす創業者であること。

(都外でもご利用できますが、事業によっては受けられない場合があります。)

(2) 原則として、開業(法人登記)から概ね5年以内であり、以下のいずれかに該当する会社(都内において主たる事業所を有し、事業活動を行っていること)又は個人事業主(納税地が都内であること)であること。

製造業・その他※：資本金3億円以下又は従業員300人以下

※ソフトウェア業、情報処理サービス業も含む。

卸売業：資本金1億円以下又は従業員100人以下

サービス業：資本金5千万円以下又は従業員100人以下

小売業：資本金5千万円以下又は従業員50人以下

※ただし、休眠会社の買い取り等による創業などを除外するものではなく、実質面を重視します。

2 創業する業種が下記の業種に該当しないこと。

業種	摘要
農業	次の業種を除く。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 荒茶、仕上茶の製造業 ・ 蚕種製造業 ・ 蚕種製造の請負業製 ・ 菌床栽培方式きのこ生産業 ・ かいわれ大根製造業 ・ 人工ふ卵設備を有する鶏卵ふ化業
農業的サービス業	次の業種を除く。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 人工ふ卵設備を有するふ卵請負業 ・ 獣医業 ・ 家畜貸付業 ・ 園芸サービス業 ・ 蹄鉄修理業
林業	次の業種を除く。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 木材伐出業及び木材伐出請負業 ・ 製造加工設備を有する製薪業(請負含む)と木炭製造業(請負含む)
狩猟業	全業種
漁業	全業種
水産養殖業	加工まで一貫して行う真珠養殖業を除く。
卸売業のうち右に該当するもの	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(「風営法」という)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業(店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業)を営むもの。
小売業(飲食店を除く)のうち右に該当するもの	
物品賃貸業のうち右に該当するもの	
宿泊業のうち右に該当するもの	風営法第2条第6項第4号に規定する店舗型性風俗特殊営業(モーテル、ラブホテル等)を営むもの。
インターネット付随サービス業のうち右に該当するもの	風営法第2条第8項に規定する映像送信型性風俗特殊営業(アダルトサイト)を営むもの。

業種	摘要
飲食業のうち右の①または②に該当するもの	①風営法第3条の風俗営業の許可を受けているもののうち、社会的批判をうける恐れのあるもの、または特に高級なもの。 ②風営法第32条の深夜における飲食店の規制の適用を受けているもののうち、特に高級なもの。
特殊浴場業のうち風俗関連営業	
娯楽業のうち風俗関連営業	
競輪・競馬等の競走場	
競輪・競馬等の競技団	
パチンコホール	
ビンゴゲーム場	
射的場・スロットマシン場	
芸芸業	置屋及び検番を除く。
競輪・競馬等予想業	
場外馬券及び車券売場	
芸芸周旋業	
興信所のうち身元調査等個人のプライバシーに係わる調査を主に行うもの	
易断所・観相業	
相場案内業	
集金業・取立業	公共料金またはこれに準ずるものに関する集金・取立業を除く。
学校	学校法人が経営するもの。
宗教・政治・経済・文化団体その他の非営利事業及び団体	

- 3 下記のいずれかの企業形態であること。ただし、ボランティア等まったくの非営利目的の場合など、ご利用できない場合もあります。

個人、会社法に規定される法人形態、特定非営利活動法人、企業組合、協業組合、士業法人、一般社団法人・一般財団法人、LLP（有限責任事業組合）、法人登記を伴ういわゆる大学発ベンチャー・社内ベンチャー

※「第二創業」は原則としてご利用いただけません。公社総合支援課「事業承継・再生支援事業」をご利用ください。

- 4 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）に該当しないこと。また、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者がいないこと。

5 備考

- ・ 起業の形態、相談の内容等によっては、支援が受けられない事業があります。
- ・ 代表者や役員が公序良俗に反する行為をした場合、または公序良俗に反する事業と公社が認めた場合、並びに公社が虚偽の申請と認めた場合には、支援を中止いたします。
- ・ 当フロアでは、利用者に対する認定や承認等を公式に与える事業を行っていないため、本事業と関連付けた「認定」「承認」「証明」「推奨」「推薦」等の、他者に誤解を与えるような表現は使わないようお願いいたします。
- ・ TOKYO 創業ステーションが実施するサービスの、録音・録画はご遠慮ください。